

広島県告示第千百十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所在地	効力を有する期限	備 考
済生会広島病院	安芸郡坂町北新地二丁目三番一〇号	平成二六年二月一四日	更新
尾鍋外科病院	広島市中区国泰寺町一丁目九番一二号	平成二六年二月一四日	更新